

山鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年山鹿市告示第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第8条関係）

	事業の種類	事業名	対象者	事業内容
サービス事業	訪問型サービス （第1号訪問事業）	訪問介護	居宅要支援被保険者	訪問介護員等が利用者の自宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の利用者に必要な日常生活上の支援を実施する事業
		訪問型運動機能評価事業（短期集中型）	居宅要支援被保険者又は厚生労働大臣が定める基準に該当する者	作業療法士、理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、必要な相談・指導等を実施する事業
		訪問看護事業（短期集中型）	居宅要支援被保険者又は厚生労働大臣が定める基準に該当する者	保健師、看護師等が利用者の自宅を訪問し、必要な相談・指導等を実施する事業
	通所型サービス （第1号通所事業）	通所介護	居宅要支援被保険者	通所介護施設に通う利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の利用者に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を実施する事業
		運動型通所事業（短期集中型）	居宅要支援被保険者又は厚生労働大臣が定める基準に該当する者	通所介護施設に通う利用者に対し、日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応

		大臣が定める基準に該当する者	<p>じて次の項目を複合的に実施する事業</p> <p>(1) 運動機能向上</p> <p>(2) 栄養改善</p> <p>(3) 口腔機能向上</p> <p>(4) 膝痛・腰痛対策</p> <p>(5) 閉じこもり予防支援</p> <p>(6) 認知機能の低下予防支援</p> <p>(7) うつ予防支援</p> <p>(8) 日常生活動作及び手段的日常生活動作の改善</p>
	介護予防拠点等通所事業	居宅要支援被保険者、厚生労働大臣が定める基準に該当する者又は居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日前から当該事業を利用している者のうち、要介護認定後も継続して利用する者	利用者に対し、地域の身近な通いの場において、社会参加へのきっかけづくり及び介護予防を目的としたサービスを実施する事業
その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）	家事支援事業	居宅要支援被保険者又は厚生労働大臣が定める基準に該当する者	ボランティア等の多様な人材を活用し、利用者の個別性に応じた生活維持のために必要な調理、掃除等の支援を実施する事業
	生活支援サポート事業		ボランティア等の多様な人材を活用し、利用者の個別性に応じた生活維持のために必要な支援（家事支援事業に係るものを除く。）を実施する事業

	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)			介護予防及び日常生活支援を目的として、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を実施する事業
一般 介護 予 防 事 業	介護予防把握事業		第1号被保 険者	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業
	介護予防普及啓 発事業	出前講座事業		公民館等で、介護予防に関する情報の提供、健康講話等を実施する事業
		介護予防教室事業		体力測定、健康相談等を行い、年齢に合わせた介護予防について指導する事業
	地域介護予防活動 支援事業	地域型介護 予防サロン 事業	市民	地域の身近な通いの場等で、介護予防体操、健康相談、健康講話等を実施する事業
		介護予防サ ポーター事 業		介護予防に関する知識向上のため介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で活動できる人材の育成を図る事業。
	一般介護予防事業評価事業			
地域リハビリテーション活動支援事業				地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所介護事業所、訪問介護事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議その他住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による技術支援、助言等を行う事業

別記様式を次のように改める。



附 則  
この要綱は、令和8年 月 日から施行する。